

千葉県電子処方箋導入促進補助金

よくある質問

Q1 どのような施設が補助の対象となりますか？

A1 国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関（医科・歯科）、保険薬局が補助の対象となります。

Q2 既に国（社会保険診療報酬基金）から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受け電子処方箋の運用を開始していますが、今回千葉県の補助金は申請できますか？

A2 既に電子処方箋管理サービスを導入して、国（社会保険診療報酬支払基金）から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設であれば、県の補助金を申請することは可能です。

Q3 県の補助金交付申請手続きは、どのように進めればよいですか？

A3 電子処方箋管理サービス導入後、システムベンダ等に費用を支払った上で、まずは国（社会保険診療報酬支払基金）に電子処方箋管理サービスに関連する補助金を申請し、交付決定を受けてください。その後、必要書類を添付して県の事務局に申請してください。

なお、電子処方箋管理サービスは、令和7年9月30日までに導入が完了している必要があります。

Q4 国（社会保険診療報酬支払基金）と県の補助金を両方申請することは可能ですか？

A4 電子処方箋管理サービスに関連する補助金については、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金を両方受け取ることが可能です。

Q5 県の補助金について、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金が交付されたところに機械的に行われるものですか？それとも、改めて県に対して申請を行う必要がありますか？

A5 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金は別制度となるため、別途県に対する補助金交付申請が必要となります。

Q6 国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の概要、補助率・補助上限額はどのようになっていますか？

A6 下記のホームページをご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

Q 7 国（社会保険診療報酬支払基金）と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する補助金の全体の割合はどのくらいになりますか？

A 7 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金を両方受け取った場合、導入費用に対する補助金の全体の割合は最大で、病院：1/2、診療所・薬局（大型除く）：3/4、大型チェーン薬局：1/2となります。

Q 8 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では施設ごとだけでなく、事業者一括申請を行うことができましたが、県の補助金も一括申請を行うことができますか？

A 8 県の補助金も一括申請を行うことが可能です。しかし、1事業者1口座での申請となるため、一括申請を行う場合は、口座も1つにまとめてもらう必要があります。

Q 9 大規模病院は病床数が200床以上の病院とのことですが、病床数とは許可病床数のことですか？

A 9 電子処方箋管理サービスに関連する補助金の場合は、病床数とは許可病床数を指します。

Q 10 医科、歯科併設の場合、医科、歯科それぞれで補助金の申請を行わないといけないですか？

A 10 医科、歯科それぞれに対応いただく必要があります。

Q 11 医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関（医科・歯科併設医療機関）が共通でネットワーク等の改修を行った場合は、医科と歯科の費用をどのように分けて補助金の交付申請をすればよいですか？

A 11 国（社会保険診療報酬支払基金）の申請と同様に、医療機関における実情に応じ按分して申請してください。また、按分方法と按分額等が確認できる資料を併せて提出してください。

Q 12 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では、薬局について「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）」と「薬局（大型チェーン薬局以外）」に区分が分かっていますが、県の補助金申請では、そのような区分分けは生じないのですか？

A 12 県の補助金では、「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）」及び「薬局（大型チェーン薬局以外）」の補助率と補助上限額に差がないため、薬局の区分けは行っていません。

Q 13 申請区分「①基本機能のみ」、「②追加機能のみ」、「③基本機能と追加機能の同時導入」の違いは何ですか？

A 13 申請区分①は既存システムの改修や周辺機器の初期導入等に係る経費、申請区分②は既に基本機能を導入している施設が新機能を追加した場合の経費を助成するものとなります。申請区分③は、基本機能と追加機能を同時に導入する場合のシステム改修等に係る経費を助成するものとなります。

Q14 追加機能とは、具体的にどのような機能ですか？

A14 電子処方箋管理サービス導入に関するシステムベンダ向け技術解説書に掲げられた以下の新機能を指します。

- ・リフィル処方箋
- ・口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- ・マイナンバーカード署名
- ・処方箋 ID 検索
- ・調剤結果 ID 検索（保険薬局の場合のみ）

Q15 申請方法と申請期限を教えてください？

A15 千葉県電子処方箋専用ホームページよりオンラインにて申請を行ってください。コールセンターやリモートアシストでの申請サポートも行っております。

また、申請期限は令和7年12月19日までとなっております。

Q16 県の補助金申請のために必要な書類は何ですか？

A16 下記の添付資料が必要となります。

- ・経費所要額（精算額）調書
- ・社会保険診療報酬支払基金の交付決定通知書（写）
- ・システム導入等に要した費用が確認できる書類（領収書・内訳書）
- ・振込先口座番号、口座名（カナ）を確認できる通帳の見開きページ（写）または振込口座届
- ・誓約書
- ・役員名簿
- ・経費所要額（精算額）調書 ※複数施設一括申請の場合のみ

申請に必要な書類について御不明な場合は、

千葉県電子処方箋補助員事務局（電話：050-3615-6611）までお問い合わせください。

※平日 9:00～18:00（土日祝日、年末年始を除く）

Q17 振込先口座の指定はありますか？

A17 振り込みが可能な口座であれば特に指定はありません。

Q18 県の補助金について、どのような経費が対象となりますか？

A18 国（社会保険診療報酬支払基金）と同様に、電子処方箋管理サービスの導入に必要となる ① HPKI カード等の IC カードリーダー等の購入、②電子処方箋管理サービスの導入に必要となるレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費を含む。）、③電子処方箋管理サービス等の導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等となります。

詳しくは、医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

Q19 電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）は補助対象になりますか？

A19 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と同様に、電子処方箋管理サービスを導入するために発生した費用が対象となりますので、導入後に発生した費用（ランニングコスト・修理費用含む）は補助金交付対象外となります。

Q20 補助限度額の範囲内で複数回に分けて補助金を申請することはできますか？

A20 電子処方箋管理サービスの導入に係るすべての事業を完了した後、一度に申請いただくこととなりますので、1 施設につき複数回の申請はできません。

ただし、申請区分①「基本機能のみ」で県に補助金を申請した後、令和6年度から新たに補助対象となった「追加機能」を施設に導入し、国（社会保険診療報酬支払基金）に申請区分②「追加機能のみ」で補助金申請を行い、交付決定を受けた場合は、別途、県に対して申請区分②「追加機能のみ」の申請が可能です。

Q21 法人所在地は千葉県内にあり、他県において保険医療機関・保険薬局を開設していますが、他県では電子処方箋管理サービスに関連する補助金事業を実施していないため、千葉県の補助金として申請することは可能ですか？

A21 この補助金は千葉県内に所在する保険医療機関・保険薬局を対象としており、開設法人の所在地が県内にあったとしても、他都道府県に所在する保険医療機関等は対象としておりませんので、申請することはできません。

Q22 県の補助金について、予算額に上限があると思われるが、予想以上に申請が殺到し、予算額が上限に達してしまった場合に、途中で補助金申請が終了する恐れはないですか？

A22 県の補助金の予算額について、途中で補助金申請が終了することがないよう、比較的余裕をもった申請件数を見込んで算定しているため、上限に達する恐れは低いと考えています。

Q23 県の補助金の申請期限である令和7年2月28日に間に合わせるためには、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金は、いつまでに申請すればよいか？

A23 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金手続きに1～2カ月程度の時間を要すると伺っているため、県の申請期限までに国の交付決定が受けられるよう、余裕を持ってご申請ください。

国の交付決定に要する時間については、医療機関等向け総合ポータルサイトからお問い合わせください。

※時期の目安としては、令和7年10月中旬までに国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金交付申請を行っていただくことをお勧めしています。

Q24 県の補助金について、申請期限が延期される予定はないですか？

A24 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源としており、令和7年度の単年度事業であることから、申請期限を延期する予定はありません。

Q25 国（社会保険診療報酬支払基金）に対して補助金の申請を行っていますが、未だ補助金交付決定通知書が届きません。県の補助金の申請期限である令和7年2月28日に間に合わないため、添付書類が揃わない状態で、県の補助金に申請することは可能ですか？

A25 県の補助金の補助交付要件として、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設である必要があります。県の補助金に申請した時点で添付書類が揃っておらず、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設であることが確認できない場合は、補助交付要件を満たしていないものとして交付決定をすることはできません。

Q26 電子処方箋導入を以前より進めているが、ベンダーの対応が追いついておらず、導入日が導入期限の令和7年9月30日を過ぎる予定。申請者の事情によらない理由で申請が間に合わない場合、特別に締切日延長が認められますか？

A26 国の補助事業において、電子処方箋管理サービスを令和7年9月30日までに導入完了したものが、補助金交付の対象となるとされていることから、10月1日以降に導入を完了した場合には補助金を申請することはできません。